

伊勢市内の「地域包括支援センター」一覧

地域包括支援センターでは、高齢者の方が安心して生活できるよう、主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師・看護師 などがお手伝いをします。

相談時間：午前8時30分から午後5時15分

※休業日：土曜日・日曜日・祝日及び12月29日～翌1月3日

名称・所在地	担当 地区
伊勢市 東 地域包括支援センター 二見町茶屋456-2(伊勢市社会福祉協議会 東部支所内) ☎電話：44-1165 E-mail：ise-higasi-houkatu@mie.email.ne.jp	港地区 (黒瀬町・通町・一色町・田尻町) 二見地区
伊勢市 五十鈴 地域包括支援センター 楠部町若ノ山2605-13(山咲苑内) ☎電話：20-5500 E-mail：isuzuhoukatsu@orion.ocn.ne.jp	五十鈴地区
伊勢市 北 地域包括支援センター 馬瀬町1094-9(楽寿苑内) ☎電話：65-5070 E-mail：ise-kita-houkatu@hoeikai.or.jp	港地区 (神社港・竹ヶ鼻町・小木町・馬瀬町・下野町・大湊町) 御園地区
伊勢市 中部 地域包括支援センター 八日市場町13-1(伊勢市社会福祉協議会 中部支所内) ☎電話：27-2424 E-mail：iseshakyo-houkatu2@mie.email.ne.jp	倉田山地区(勢田町以外) 厚生地区 (本町・宮後・一之木・一志・八日市場・大世古・曾祢)
伊勢市 南 地域包括支援センター 二俣町577-9(神路園内) ☎電話：21-0080 E-mail：i-minami@amigo2.ne.jp	倉田山地区(勢田町) 厚生地区(藤里町・旭町・前山町) 宮川地区 沼木地区
伊勢市 西 地域包括支援センター 小俣町元町536(伊勢市社会福祉協議会 西部支所内) ☎電話：20-5055 E-mail：iseshakyo-houkatu@mie.email.ne.jp	豊浜地区 北浜地区 城田地区 小俣地区

伊勢市第9次老人福祉計画・第8期介護保険事業計画【概要版】

発行年月：令和3年3月

編集：伊勢市健康福祉部(介護保険課、高齢者支援課、健康課)

〒516-8601三重県伊勢市岩瀬1丁目7番29号 TEL：0596-21-5560 FAX：0596-20-8555

伊勢市 第9次老人福祉計画 第8期介護保険事業計画

概要版



令和3年3月



1 計画策定の趣旨

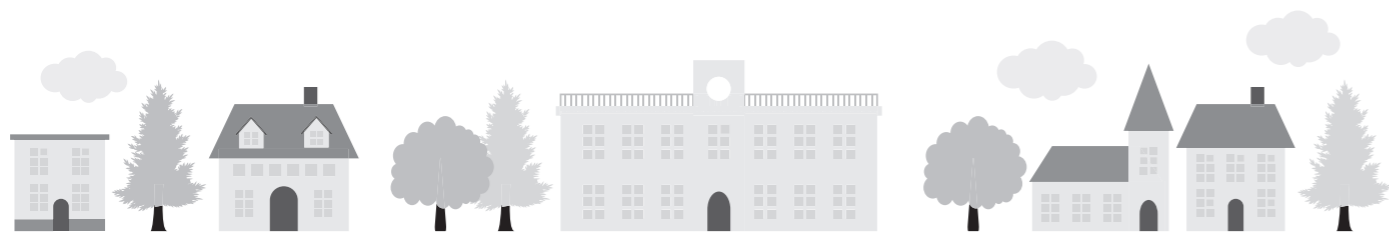
本市の65歳以上人口は増加し続けてきましたが、令和3年頃に約4万人となり、その後は減少に転じると推計されています。一方、総人口の減少が進むことから、高齢化率は上昇が続き、令和7年(2025年)には、市民の3人に1人が65歳以上になると推計されています。また、今後も後期高齢者は増加し続けることから、一人暮らしの高齢者や認知症の高齢者、要介護の高齢者が増加し、医療や介護、生活支援の需要が更に増加すると予測されます。

本市は、平成30年3月に「伊勢市第8次老人福祉計画・第7期介護保険事業計画(平成30年度～令和2年度)」を策定し、第5期計画(平成24年度～26年度)から取り組んでいる『地域包括ケアシステム』の深化・推進を図るため、在宅医療と介護の連携拠点の設置や地域包括支援センターの増設など、高齢化の進行を踏まえた施策の推進に取り組んできました。

一方、国では介護保険制度について、介護予防・健康づくりの推進、保険者機能の強化、地域包括ケアシステムの推進、認知症施策の総合的な推進及び持続可能な制度の構築・介護現場の革新の観点から、見直しを進めています。また、市町村に対しては、団塊の世代のすべての人が75歳以上となる令和7年(2025年)とともに、現役世代が急減する令和22年(2040年)の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えることを求めています。

また、国において、SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)の達成に向けたSDGs実施指針を定めており、その中で、地方自治体においても、積極的な取組を推進することが期待されています。

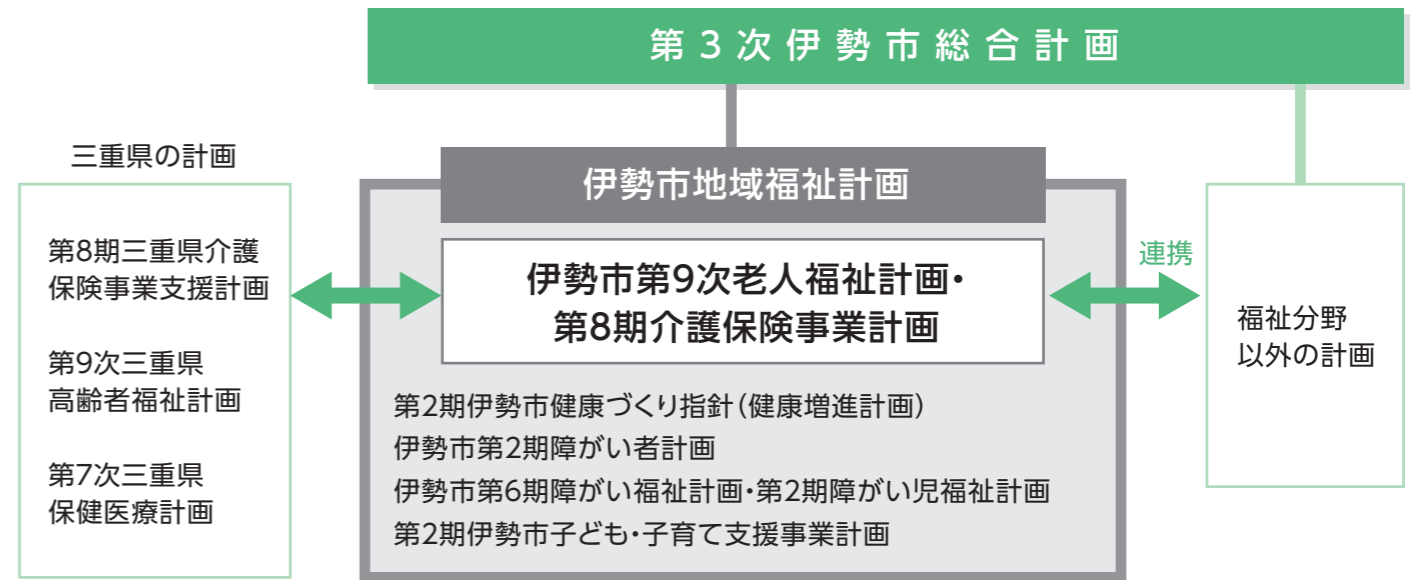
このような国の方向性を踏まえつつ、令和7年(2025年)と令和22年(2040年)の双方を念頭に、人生100年時代に対応した、高齢者が元気に活躍し続けられる、また安心して暮らすことのできるまちづくりを推進することが重要な課題であることから、本市は「伊勢市第9次老人福祉計画・第8期介護保険事業計画(令和3年度～5年度)」を策定し、地域共生社会の実現とともに、『地域包括ケアシステム』の深化を目指した施策を推進します。



2 他の計画との関係

本計画は、「第3次伊勢市総合計画」を上位計画とし、老人福祉と介護保険事業を一体的に推進するための個別計画として位置付けられるものです。

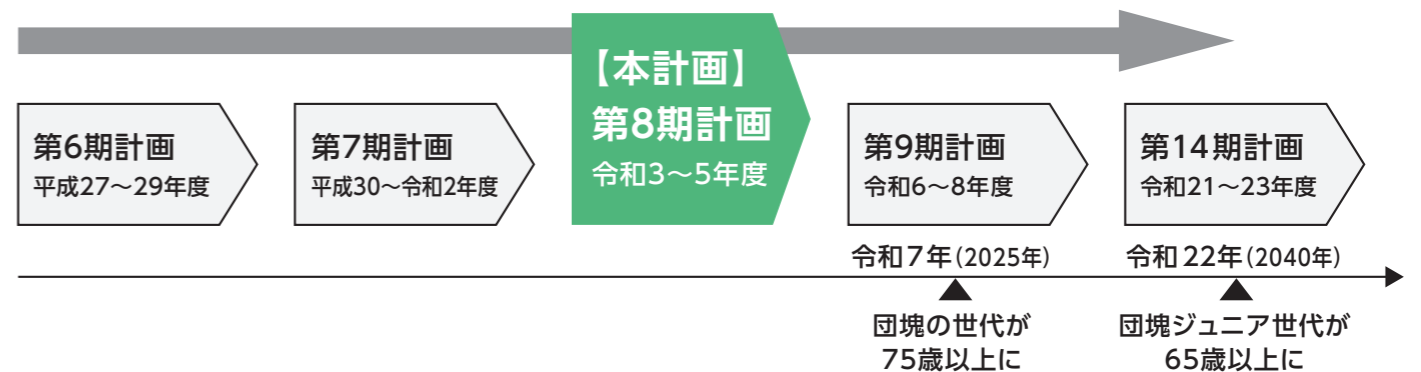
また、老人福祉施策や介護保険制度を円滑に実施することを目的に、「伊勢市地域福祉計画・伊勢市地域福祉活動計画」「第2期伊勢市健康づくり指針(健康増進計画)」「第2期伊勢市子ども・子育て支援事業計画」「伊勢市第2期障がい者計画」「伊勢市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」及び三重県の関連する計画等との調和を図りつつ、これからの取り組むべき課題を明らかにするとともに、それらの課題解決に向けた取組を推進するためのものです。



3 計画の期間

計画の期間は、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの3年間です。本計画以後の計画は、団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)を見据えた中長期的な視野に立った施策の展開を図ります。

《2025年、2040年までの見通し》



4 将来人口・要介護認定者数の推計

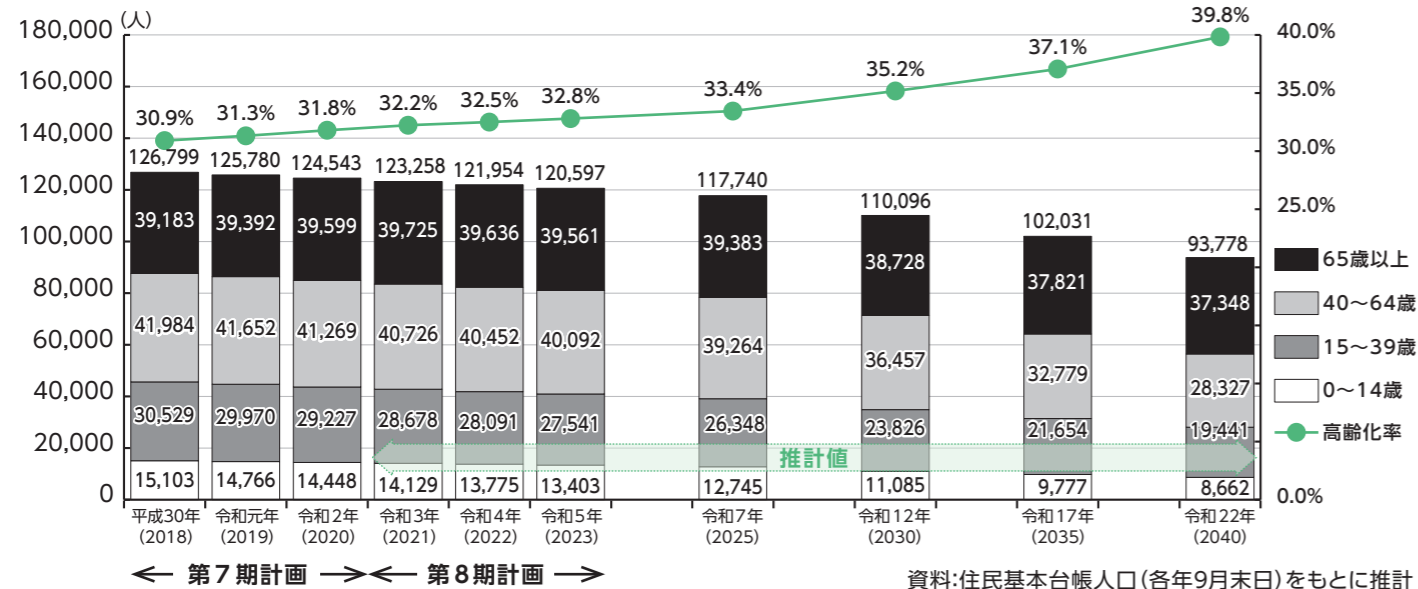
●将来人口

本市の総人口は年間1千人程度減少して推移している一方で、高齢者人口は、これまで微増で推移してきたが、令和3年頃をピークに減少に転じ、緩やかな減少が続くと予想されます。団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)には、3万7千人程度になると推計されます。

また、40～64歳(第2号被保険者)は、令和元年(2019年)以降減少が続き令和7年(2025年)には4万人を下回り、令和22年(2040年)には3万人を下回ると推計されています。

高齢者人口の減少よりも総人口の減少が大きいことから、高齢化率は上昇し、令和7年(2025年)には3人に1人、令和22年(2040年)には5人に2人が65歳以上となると推計されています。

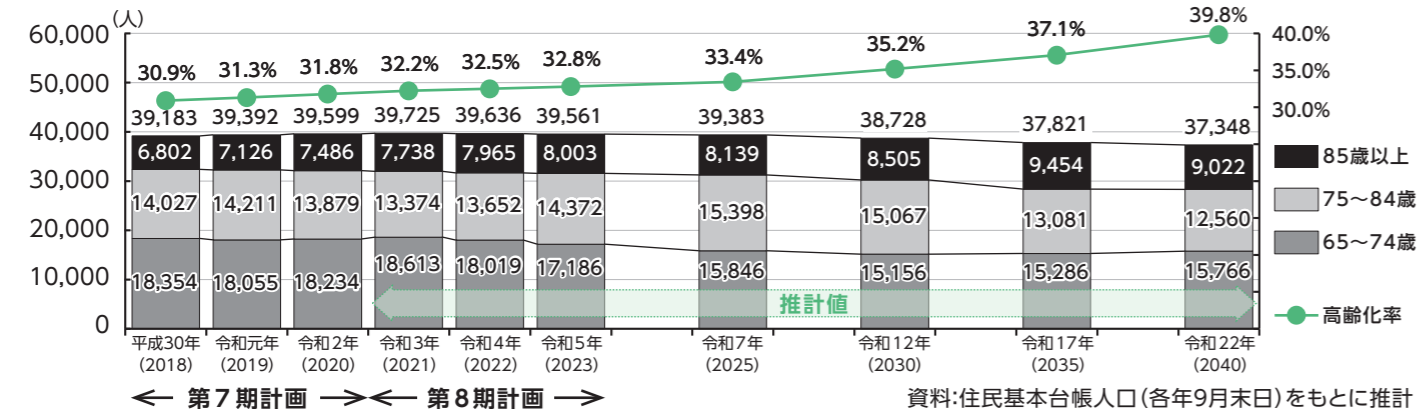
■年齢区分別人口の推計



●高齢者人口は減少するが、後期高齢者の増加が続く

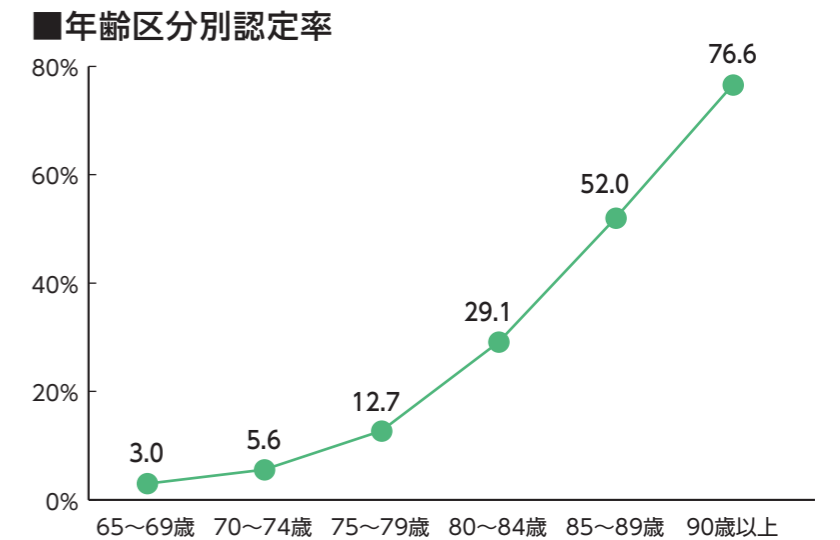
高齢者人口を年齢区別にみると、前期高齢者(65～74歳)は、令和7年(2025年)～12年(2030年)頃まで減少が続き、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)頃に増加に転じると推計されます。後期高齢者のうち75～84歳は令和7年頃まで増加し、その後減少に転じると推計されます。また、85歳以上は令和17年(2035年)頃まで増加が続くと推計されます。

■年齢区分別高齢者人口の推計



●後期高齢者の増加により、介護が必要な高齢者の増加が予想される

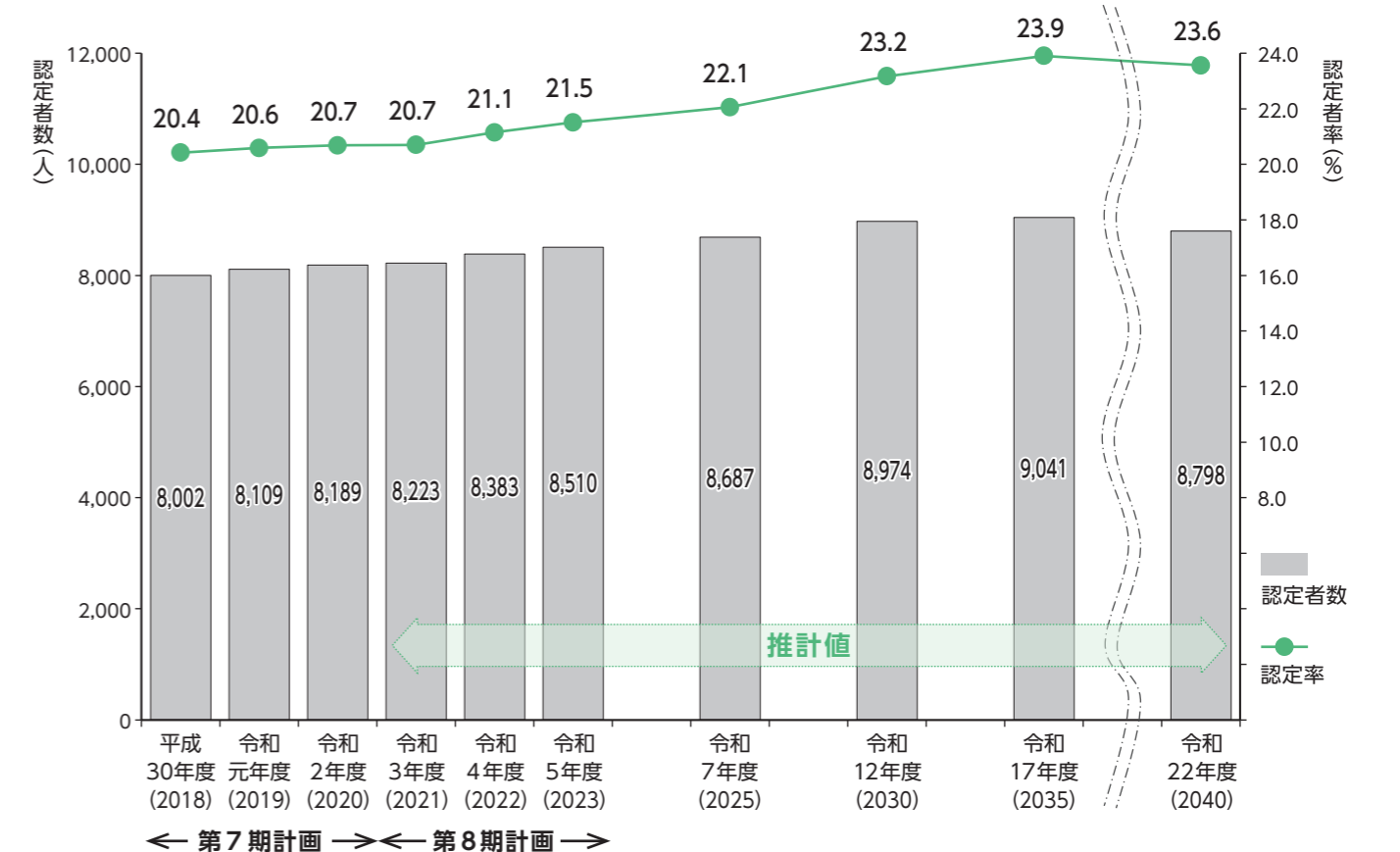
右のグラフは、本市の65歳以上の人が要介護認定を受けている割合を年齢別に示しています。年齢が高くなるほど認定率が高くなり、80歳以上では急激に高くなるのがうかがえます。



●要介護認定者数は15年後には9千人強になると予想される

高齢者人口の推計と、年齢別要介護度別の認定率の実績をもとに要介護(要支援)認定者数を推計すると、増加の一途です。第8期事業計画の最終年である令和5年度には約8,500人となり、令和17年度(2035年度)には、現在(令和2年度)よりも900人程度増加し、9千人強になると推計されます。

■要介護(要支援)認定者数の推計(第1号被保険者)



※認定者数:第2号被保険者を除く認定者数
認定率:第1号被保険者に占める要支援・要介護認定者(第2号被保険者を除く)の割合。

出典:地域包括ケア「見える化システム」による推計結果

5 計画の基本理念・基本方針

1 基本理念

「第3次伊勢市総合計画」では、医療・健康・福祉分野では「誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられるまち」を基本目標とし、これからの高齢者施策の基本的な考え方と方策を明示しています。

本計画は、この総合計画の目指す方向性との調和を保ちながら、国が推進する「地域包括ケア」「地域共生社会」の具現化を図るための基本理念を下記のとおり定めます。

基本理念

- ① 高齢者一人ひとりの尊厳と生活の権利を守る
- ② 心身ともに健康で自立的な生活を保持する
- ③ だれもが生きがいを持ち、地域で活躍する
- ④ 生涯にわたり、住み慣れた地域で暮らしつづける
- ⑤ 介護が必要となったときには、多面的に支える

2 推進目標

本計画は、高齢者に関する専門的・個別的な領域を担うとともに、前計画である「伊勢市第8次老人福祉計画・第7期介護保険事業計画」の基本的考え方や趣旨を今後も踏襲し、地域包括ケアの推進に向け施策及び事業を積極的に展開していくため、この計画の推進目標を「まちの総合力で高齢者の自立と安心・安全を支える」とします。地域包括ケアシステムをより一層推進していくためには、高齢者が支えられる立場だけではなく、高齢者も支える立場となり、地域の様々な資源を最大限に活用し、本市で暮らす全ての高齢者が、笑顔で元気に暮らせる社会を目指します。

推進目標

まちの総合力で高齢者の自立と安心・安全を支える

3 基本方針

現況課題を踏まえて超高齢社会に向けて、次のように基本方針を定めます。

基本方針1 地域包括ケアシステムの強化

高齢者が医療や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、地域包括ケアを推進します。地域包括ケアシステムを十分に機能させるために、在宅医療と介護の連携や、認知症施策をはじめとする高齢者の在宅生活の支援サービスを充実します。

施策1：地域包括支援センターの機能強化

施策2：認知症施策の総合的な推進

施策3：在宅医療と介護の連携の強化

基本方針2 介護予防の推進といきいきと暮らせる環境づくり

高齢者が、いつまでも健康で幸せに暮らせることが、何よりも大切です。心身の健康を維持・増進し、介護が必要な状態になることなく、いきいきと人生を送ることができるように、健康づくりと生きがいづくり、介護予防を推進します。

施策4：生きがい活動支援

施策5：介護予防・健康づくりの推進

基本方針3 安心して住み続けられる地域づくり

高齢者が、安心して暮らせる思いやりのあるまちを、地域の支え合いでつくります。

地域福祉の理念に基づいて支え合いの仕組みづくりを促進し、身近な地域での住まいの確保、バリアフリーのまちづくりや災害対策などを推進します。

施策6：在宅生活と支え合いの地域づくりの推進

施策7：高齢者が安心して暮らせるまちづくり

基本方針4 介護サービスの充実による安心基盤づくり

更なる高齢化の進行に伴い、認定者(利用者)の増加が見込まれることから、居宅サービス及び地域密着型サービスを中心とした在宅サービスの基盤整備を図るとともに、サービスの質的向上を図ります。また、広域での連携により、施設サービスの充実を図ります。

施策8：介護給付等サービス計画と基盤づくり

4 施策の体系

基本方針	施策	
1 地域包括 ケアシステムの 強化	施策1 地域包括支援センターの 機能強化	(1) 地域包括支援センターの設置・運営の方針
		(2) 地域包括支援センターを中心とした支援体制の強化
		(3) 権利擁護の推進
(4) 医療・保健・福祉との連携の強化		
(5) 地域包括支援センターの評価		
2 介護予防の 推進といきいき と暮らせる 環境づくり	施策2 認知症施策の総合的な 推進	(1) 認知症に対する理解の促進
		(2) 認知症への早期対応の取組の推進
		(3) 地域のネットワークの強化
		(4) 認知症にやさしい地域づくりの推進
3 安心して 住み続けられる 地域づくり	施策3 在宅医療と介護の連携の 強化	
	施策4 生きがい活動支援	(1) 生きがい活動支援
施策5 介護予防・健康づくりの 推進		(2) 高齢者の社会参加の促進
	4 介護サービスの 充実による 安心基盤づくり	施策6 在宅生活と支え合いの 地域づくりの推進
(2) 支え合いの地域づくり		
施策7 高齢者が安心して 暮らせるまちづくり		(1) 多様な住まい方の支援
		(2) 安心して暮らせるまちづくりの推進
		(3) 災害時・緊急時対応
5 日常生活圏域の設定	施策8 介護給付等サービス 計画と基盤づくり	(4) 感染症対策
		(5) 高齢者の安全・安心対策(防犯・交通安全等)
		(1) 介護予防・生活支援サービス事業
		(2) 予防給付
		(3) 介護給付
		(4) 地域密着型サービス
(5) サービスの供給体制の整備		
		(6) サービスの質の向上

5 本計画における目標

(1) 第9次老人福祉計画・第8期介護保険事業計画における推進目標

本計画の推進目標である「まちの総合力で高齢者の自立と安心・安全を支える」を達成するため、次のような指標を設定しました。

取組内容	指標	実績値	目標値			
		令和2年度 (見込値)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
高齢者が、いきいきと暮らせるまちづくりを進める	市民アンケート「伊勢市は高齢者の生きがいづくりや介護サービスが充実したまちであると感じますか」について、「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した割合(%)	50	55	55	60	60

(2) 基本方針における取組及び目標

各基本方針に定めた事項を達成するため、次のような取組目標を設定しました。

取組内容	指標	実績値	目標値		
		令和2年度 (見込値)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
多種多様な相談、複合的な課題を抱える相談へ必要な支援を行う	総合相談件数(延件数)	7,000	7,400	7,800	8,200
認知症の正しい理解を進め、地域で認知症の人とその家族を見守る「認知症サポーター」の養成	認知症サポーター数(延人数)	10,200	10,800	11,400	12,000
介護予防活動に取り組む市民活動団体の増加	介護予防活動団体数(延数)	2	4	6	8
住民主体の集いの場の担い手の養成	生活支援サポーター数(延人数)	277	300	320	340
住民主体の集いの場の創出	集いの場の箇所数(延数)	33	38	43	48

6 日常生活圏域の設定

伊勢市では、地域包括ケアシステムを推進するため、日常生活圏域については、第8期介護保険事業計画においても第7期と同様、12地区を日常生活圏域として設定します。



6 介護サービスの整備見込み

①施設・居住系サービスの整備の方向性

市内には、令和2年度末現在、介護老人福祉施設が11か所(地域密着型サービスを除く)、介護老人保健施設が4か所、介護医療院が1か所、特定施設入所者生活介護が7か所あります。令和2年度には医療療養病床からの転換により介護医療院40床が開設されました。

計画期間中(令和3～5年度)の整備について、介護医療院18床の増床を見込みます。

■施設・居住系サービス(地域密着型サービスを除く)

単位：施設数(定員)

		令和2年度末 (見込)	令和5年度末 (見込)
介護保険施設	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	11(717)	11(717)
	介護老人保健施設	4(400)	4(400)
	介護医療院	1(40)	1(58)
	介護療養型医療施設	0(0)	0(0)
居住系サービス施設	特定施設入居者生活介護	7(371)	7(371)

②地域密着型サービスの整備の方向性

市内には、令和2年度末現在、次表のとおり地域密着型サービス事業所があります。

計画期間中(令和3～5年度)の整備について、令和4年度に新たに看護小規模多機能型居宅介護1か所の整備を見込みます。

■地域密着型サービス

単位：施設数(定員)

		令和2年度末 (見込)	令和5年度末 (見込)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		2	2
看護小規模多機能型居宅介護		0	1
夜間対応型訪問介護		0	0
地域密着型通所介護		30(363)	30(363)
認知症対応型通所介護		5(54)	5(54)
小規模多機能型居宅介護		10(249)	10(249)
認知症対応型共同生活介護		10(180)	10(180)
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護		3(60)	3(60)

7 所得段階別保険料の設定

第8期介護保険料は、介護保険事業を運営するために必要となる総費用額の23%が第1号被保険者の負担となり、「介護給付費準備基金」を活用して保険料を低く設定しています。所得段階別保険料額設定にあたっては、所得段階を13区分し、負担能力に応じた決め細やかな設定としました。また、第1段階から第3段階の保険料率については、国の基準に基づき公費を投入して軽減強化を図ります。

保険料基準額	月額6,318円(年額75,816円)
--------	---------------------

各段階の保険料率及び保険料(年間)は、下表のとおりです。

■第1号被保険者の所得段階別保険料

所得段階	所得等の条件	保険料		
		料率	保険料(年額)	
第1段階	生活保護受給者又は世帯全員が市町村民税非課税で 老齢福祉年金受給者 本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、本人の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が年間80万円以下	0.28	21,228	
第2段階	本人及び世帯全員が 市町村民税非課税	本人の課税年金収入額と合計所得 金額の合計が 年間80万円を超え120万円以下	0.40	30,326
第3段階		本人の課税年金収入額と合計所得 金額の合計が年間120万円を超える	0.70	53,071
第4段階	本人が市町村民税 非課税、かつ同一世帯に 市町村民税課税者がいる	本人の課税年金収入額と合計所得 金額の合計が年間80万円以下	0.88	66,718
第5段階 (基準額)		本人の課税年金収入額と合計所得 金額の合計が年間80万円を超える	1.00	75,816
第6段階	本人が 市町村民税課税	合計所得金額が 60万円未満	1.15	87,188
第7段階		合計所得金額が 60万円以上120万円未満	1.20	90,979
第8段階		合計所得金額が 120万円以上210万円未満	1.30	98,560
第9段階		合計所得金額が 210万円以上320万円未満	1.50	113,724
第10段階		合計所得金額が 320万円以上500万円未満	1.75	132,678
第11段階		合計所得金額が 500万円以上750万円未満	2.00	151,632
第12段階		合計所得金額が 750万円以上1,000万円未満	2.05	155,422
第13段階	合計所得金額が 1,000万円以上	2.25	170,586	

(注)合計所得金額について

- 第1段階から第5段階 給与所得が含まれる場合、給与所得金額は、所得税法の規定に基づき計算した金額(租税特別措置法の規定による所得金額調整控除の適用がある場合は、その適用前の金額)から10万円を控除した金額。
- 第6段階から第13段階 給与所得又は公的年金等に係る所得が含まれる場合、給与所得及び公的年金等に係る所得の合計額は、所得税法の規定に基づき計算した給与所得及び公的年金等に係る所得の合計額から10万円を控除した金額。
- 第1段階から第5段階については、年金収入に係る所得を控除した額。
- 土地売却等に係る特別控除がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額。